

議案第 号 会則の一部改正について

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則の一部改正について

第1条中「札幌市東区北12条東1丁目4-23 21世紀ビル 有限会社ビーシーコム内」を「札幌市西区八軒9条西3丁目3-5 (有)ビーシーコム内」に改める。

附 則 (平成21年10月18日高崎総会承認)

この会則は、総会承認の日から施行し、平成21年3月26日から施行する。

理由 (有)ビーシーコムの事務所移転に伴う改正措置です。

会則の一部改正新旧対照表

新条文	旧条文
第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会と称し、事務局を <u>札幌市西区八軒9条西3丁目3-5 有限会社ビーシーコム内</u> に置く。	第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会と称し、事務局を <u>札幌市東区北12条東1丁目4-23 21世紀ビル 有限会社ビーシーコム内</u> に置く。